

平成 21 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 ケネディクス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 川島 敦
(コード番号：4321 東証一部)
問い合わせ先 取締役経営企画担当 吉川 泰司
電 話 番 号 (03) 3519-2530

更生会社パシフィックホールディングス株式会社等の支援企業候補選定に関する優先交渉権付与期間
の変更について

ケネディクス株式会社（以下「当社」という）は、平成 21 年 9 月 30 日付で「更生会社パシフィックホールディングス株式会社等の支援企業候補選定に関する優先交渉権の取得について」と題するプレスリリースを公表しております通り、更生会社パシフィックホールディングス株式会社（以下「PHI」という）、更生会社パシフィックリアルティ株式会社（以下「PRL」という）及び更生会社有限会社パシフィック・プロパティーズ・インベストメント（以下「PPI」といい、PHI 及び PRL と併せて以下「更生 3 社」という）の支援に関し、平成 21 年 9 月 30 日より 1 ヶ月を経過する日までの期間（以下「優先交渉期間」という）において、外資系投資会社及び当社が更生管財人との間で支援企業候補として優先的に交渉する権利が付与されております。交渉自体は問題なく進んでいるものの、今般東京地方裁判所より平成 21 年 3 月 31 日の会社更生手続開始決定において定められた更生 3 社による認否書の提出期限および更生債権等の一般調査期間を変更する旨の決定がなされたことに伴い、優先交渉期間についても変更される旨の確認書を本日締結いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本確認書の概要

外資系投資会社及び当社が更生管財人との間で優先交渉期間を平成 21 年 11 月 30 日まで延長することを確認しました。なお、最終的な支援企業としての地位の確定は、外資系投資会社及び当社を支援企業とする更生計画案が提出され、同計画案につき裁判所による認可その他の法令に定める関係者の承認が得られることが前提となります。

2. 更生 3 社による認否書提出期限等の変更の背景と概要

本変更は、届出総債権者数が多数にのぼる上、評価すべき担保物件も多く、全ての認否作業を完了するまでなお 1 箇月強程度を要する見込みであることから、更生管財人の上申を受け、東京地方裁判所により決定されたものです。

【更生 3 社による認否書提出期限等の変更の概要】

	変更前	変更後
認否書の提出期限	平成 21 年 10 月 23 日まで	平成 21 年 11 月 30 日まで
更生債権等の一般調査期間	平成 21 年 10 月 30 日から 同年 11 月 10 日まで	平成 21 年 12 月 7 日から 同年 12 月 16 日まで

3. 業績に与える影響

本件が当社グループの業績に与える影響については、現時点では未定です。

以上